

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長崎市長 鈴木 史朗

市町村名 (市町村コード)	長崎市 ( 201 )
地域名 (地域内農業集落名)	茂木 ( 本町、河内、南川、片町、西部岳野佛田、転石、田上 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 16 日 ( 第 2 回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・集落内では、全国に誇る「びわ」をはじめ、「梨」、「柑橘」、「ハウスもも」などが栽培されているが、ほとんどの農地が斜面地に点在しており、生産者の高齢化等により、耕作放棄地が増加している。  
・平地部では施設園芸の担い手が出てきている。  
・イノシシが農地のみならず、まちなかにも出没するなど、有害鳥獣による被害が必要である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・既存果樹の生産者の確保に取り組むとともに、労力分散・経営安定に向けて複合経営作物を導入する。  
・災害に強い産地づくりのため、果樹施設の建設に向けた検討を行う。  
・平地部では、遊休水田を活用した水田畑地化の取組を進める。  
・びわの加工品開発をはじめ、6次産業化の取組を進めるとともに、修学旅行生等に対するびわの収穫体験等に取り組む。  
・地域内の宿泊施設と連携したグリーンツーリズムなど、農業以外の産業と連携した地域の価値創出に取り組む。  
・規模拡大意向のある担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、地域内外から農業を担う者を受け入れることで、地域全体で農地の活用を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	121.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	121.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農地として活用する見込みのある農振農用地区域内の農地及び地域の担い手が活用する農業振興地域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域の農業を担う者への農地の集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の更なる周知を図りながら、農業を担う者への貸し付けを進め、将来の経営農地の集約化及び農地の利用集積を推進する。 ・JAが開催するびわ講座を修了した定年帰農者等に対し、びわ園の継承と放任園の貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・荒廃した水田の活用並びに、農地耕作条件改善整備事業や市単独の担い手農家支援特別対策事業を活用した小規模の基盤整備(狭地なおしや耕作道整備)の取組みを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・グリーンツーリズムや6次産業化等、農業以外の他産業との連携により、外部から人を呼び込む取り組みを進め、農地の流動化と集落の活性化につなげていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・いちごのパック詰め作業は、経営に応じ、JA長崎せいひ東長崎いちごパッケージセンターへの委託を進める。 ・JA青年部等地元組織による防風林整備・ハウスビニール張替え等の取組を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域ぐるみの捕獲隊を中心とした捕獲活動や、既存のワイヤーメッシュ柵の維持管理や新たな被害箇所への新設に取り組む。
- ③環境制御装置等の導入推進により施設園芸の高度化を図る。
- ⑧担い手の確保と併せて、JAのハウスリース事業を活用し、災害に強いびわ栽培を推進する。